

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 規 則 職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇ 告 示 字の区域の変更等

自衛官の募集

保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良法による換地処分

解除予定の保安林

開発行為に関する工事の完了

家畜伝染病の発生

規 則

◇ 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十一号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「ボイラ技士」の下に「機械技手」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県規則第五十二号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「ボイラ技士」の下に「機械技手」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による熊田地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年九月一日現在の地番による。)
大字松谷字川向	大字松谷字川向の全域、大字松谷字蛸之笠一二七の一、一二八の二、一二九から一三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字松谷字竹ノ前一三二の一、一三五の二、一三五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字松谷字竹ノ前	大字松谷字竹ノ前のうち一三二の一、一三五の二、一三五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字松谷字井手落し一四三、一四四の一、一四四の二、一四五の一から一四五の四まで、一四六から一四九まで及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字御崎前一五〇の二の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松谷字鍛冶屋田一五三の一部、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字松谷字鍛冶屋田	大字松谷字鍛冶屋田のうち一五三の一部、一五四の一部、一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松谷字御崎前一五〇の一、一五〇の二の一部、一五一、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字松谷字上御崎一五九の一の一部、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字松谷字上御崎	大字松谷字上御崎のうち一五九の一の一部、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松谷字鍛冶屋田一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字前田一六八から一七一まで、一七二の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字御崎五五三の三及び五五三の四並びに大字松谷字大山ノ下モ五五四の三の一部及び五五四の四の一部

<p>大字松谷字前田</p> <p>大字松谷字前田のうち一六八から一七一まで、一七二の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字松谷字渡り瀬の全域、大字松谷字新小谷一七七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字松谷字大山ノ下モ五五四の三の一部及び五五四の四の一部</p>	<p>大字松谷字新小谷</p> <p>大字松谷字新小谷のうち一七七の一部、一八六の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字松谷字東マタ一八八の一部、一八九の一部、一九〇、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松谷字東股</p> <p>大字松谷字東マタのうち一八八の一部、一八九の一部、一九〇、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字松谷字新小谷一八六の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松谷字熊田</p> <p>大字松谷字熊田の全域並びに大字松谷字仲田二〇八の一部、二〇八内第一の一部、二〇八次三、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字松谷字仲田</p> <p>大字松谷字仲田のうち二〇八の一部、二〇八内第一の一部、二〇八次三、二〇九の一部、二二三の二の一部、二二四、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字松谷字正田二一六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字松谷字倭佛田</p> <p>大字松谷字倭佛田の全域、大字松谷字仲田二二三の二の一部、二二四、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字正田二一六の一部、二一七及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字西倭佛田二一九の一部、二一九の一、二二〇の一部、二二一の一部及びこれらと一体を</p>
<p>大字松谷字鶴首</p> <p>なす国有地並びに大字松谷字鶴首二二三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字松谷字蛸之笠</p> <p>大字松谷字蛸之笠のうち一二七の一、一二八の二、一二九から一三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字松谷字井手落し</p> <p>大字松谷字井手落しのうち一四三の一、一四四の一、一四四の二、一四五の一から一四五の四まで、一四六から一四九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字松谷字御崎</p> <p>大字松谷字御崎のうち五五三の三及び五五三の四以外の区域</p>	<p>大字松谷字大山ノ下モ</p> <p>大字松谷字大山ノ下モのうち五五四の三及び五五四の四以外の区域</p>	<p>大字松谷字堂屋敷</p> <p>大字松谷字堂屋敷のうち二二七の一及び二二八の一並びに二二七の一、二二八の一及び二二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p> <p>大字松谷字御崎前、大字松谷字渡り瀬、大字松谷字正田及び大字松谷字西倭佛田</p>					

鳥取県告示第五百九十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第一百四十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八十八条の規定に基づき、昭和五十六年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十六年七月一日から同年九月三十日まで

三 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

四 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三三の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第五百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安田 勝	鳥薬第四五三号	昭和五十六年六月一日

植木 史子	鳥葉第四五四号	昭和五十六年六月四日
森田 香保里	鳥葉第四五五号	"
西村 俊広	鳥葉第四五六号	"
中嶋 直子	鳥葉第四五七号	"

鳥取県告示第五百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
宮岡 歯科医院	米子市博労町二丁目三一	昭和五十六年四月二十日
入沢 歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	昭和五十六年五月一日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市戎町三一七	"

野口 歯科医院	米子市旗ヶ崎五五五―一八	昭和五十六年五月二十三日
池田 医院	日野郡日南町笠木一〇三六	昭和五十六年六月一日
宮崎 歯科医院	鳥取市吉成二一五	"
神庭 歯科医院	米子市旗ヶ崎二三四	昭和五十六年六月八日

鳥取県告示第五百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
宮岡 歯科医院	米子市博労町二丁目三一	全 国	昭和五十六年四月二十日
入沢 歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	"	昭和五十六年五月一日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市戎町三一七	"	"

野口齒科医院	米子市旗ヶ崎五五五―一八	昭和五十六年五月二十三日
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	昭和五十六年六月一日
宮崎齒科医院	鳥取市吉成二一五	"
神庭齒科医院	米子市旗ヶ崎二三四	昭和五十六年六月八日

鳥取県告示第五百九十六号

日野郡日南町新屋一三九番地二出垣正夫ほか十七人の者から設立認可申請のあつた日南町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年六月二十六日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年四月二十三日付けで八頭郡河原町大字釜口二五九番地遠藤謙之介ほか十六人の者から申請のあつた県管で行う土地改良（釜

口・船岡地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場及び船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百九十八号

昭和五十六年五月十三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（横谷地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十九号

昭和五十六年五月十三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(天神野地区農道整備と農業用排水を一体としたもの)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

昭和五十六年五月二十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良(田井地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百一号

昭和五十六年五月二十六日付けで北条町から申請のあつた土地改良(号原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る熊田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の三九から一九六三の四二まで、一九六四の二から一九六四の四まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取県告示第六百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年七月三十日 鳥取県指令受都計第二百十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市船木字筆始及び南栄町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人鳥取開発公社

理事長 金 田 裕 夫

鳥取県告示第六百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日	発 生 場 所	飼養場所
豚丹毒	豚	患畜	九	昭和五十六年六月二十六日	米子市祇園町米子市宮と畜場	東伯郡赤碓町高岡

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第六号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表の表中	パンロンド類	メダル一個につき十円以下	を	パンロンド類	メダル一個につき二十円以下
-------	--------	--------------	---	--------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。